

生活利便施設長期営業店舗支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、企業庁が所有する播磨科学公園都市内の生活利便を目的とした貸付施設（以下「生活利便施設」という。）において、長期にわたり店舗を営んできた事業者（以下「テナント」という。）に対し、貸付料の減免及び老朽化した施設の改修費補助の支援をすることにより、生活利便施設の活性化を図るとともに生活利便施設のテナントの経営を安定化させることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 支援の対象となる事業者は、生活利便施設において、店舗等を営むテナントのうち、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 別表1に掲げる業態のテナントであること。
- (2) 同一の業態で入居後10年以上経過していること。
- (3) 正規の貸付料を10年以上支払っていること（ただし、国、地方公共団体の助成支援があった期間を除く。）。
- (4) 支援適用時点で営業していること。

(支援内容)

第3条 前条の要件を満たすテナントは申請により、別表2に掲げる第1期支援から第3期支援までの間、2年間（第3期については1年間）における支援対象額の累計と支援限度額を比較し、少ない方を支援額として貸付料から減免することができる。

- 2 支援の方法は、毎月の貸付料から別表2に掲げる第1期支援から第3期支援ごとに定める支援対象額を減免する。
- 3 支援の決定を受けているテナントについて、その支援期間が満了する場合、地域整備振興課長は支援継続の必要性を検討し、総務課長に協議のうえ、公営企業管理者の決裁を得て、別表2に掲げる第3期支援と同一の内容の支援を1年間継続することができるものとし、翌年度以降も同様とする。
- 4 前項の規定による支援の継続を決定した場合、兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」という。）は速やかに継続支援の期間及び支援期間中の貸付料を決定し、支援追加決定通知書（様式第7号）により、その内容を通知するものとする。
- 5 支援対象額の累計が支援限度額に到達する月の貸付料は、前月までの支援対象額の累計と支援限度額との差を正規の貸付料から差し引いた額とする。
- 6 他の助成事業と重ねて当該制度を受けることはできない。

(内装改修費の助成)

第4条 別表2に掲げる第1期支援の対象テナントは、支援の一部を内装改修費の助成に替えることができる。

- 2 内装改修費助成額は、別表3に掲げる改修費の50%とする。ただし、内装改修費助成額の限度額は500千円とする。
- 3 内装改修費の助成を受けるテナントに対する支援限度額は、別表2に掲げる第1期支援の支援限度額から内装改修費助成額を差し引いた額とする。
- 4 内装改修費助成額を含む支援対象額の累計が支援限度額に到達する月の貸付料は、内装改修費助成額を含む前月までの支援対象額の累計と支援限度額との差を正規の貸付料から差し引いた額とする。
- 5 工事着手許可以前に着手した工事については、内装改修費助成の対象としないものとする。

(支援の決定等)

第5条 本支援を受けようとするテナントは、支援事業申請書（様式第1号）により所長に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請を受理したときは、文書によりこれを地域整備振興課長に申し出なければならない。
- 3 前項の申出を受けた地域整備振興課長は、総務課長に協議のうえ、公営企業管理者の決裁を得て所長に通知し、所長は、当該テナントに、支援決定通知書（様式第2号）により支援の期間及び支援期間中の貸付料を通知するものとする。ただし、内装改修費の助成がある場合は、支援決定通知及び工事着手許可書

(様式第3号)により工事着手の許可をテナントに通知するものとする。

(実績報告)

第6条 内装改修費助成の支援決定を受けたテナントは、内装改修工事が完了した時には、速やかに支援事業実績報告書(様式第4号)により所長に報告し、確認検査を受けなければならない。

(助成金の請求及び支払)

第7条 内装改修工事の確認検査終了したテナントは、速やかに助成金請求書(様式第5号)を所長に提出し、所長は請求の内容を確認のうえ、助成金を支払うこととする。

(貸付料の決定等)

第8条 所長は、内装改修費助成額が確定した場合は、速やかに減免の期間及び減免期間中の貸付料を決定し、貸付料減免期間等通知書(様式第6号)により、その内容をテナントに通知するものとする。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の前日から本支援を受けるテナントについては、改正前の要綱第3条第1項及び第2項並びに別表2の規定は、この要綱施行後において、なおその効力を有するものとする。
- 3 前項の規定により、改正前の要綱別表2に掲げる第7期以前の支援が終了するテナントがある場合、所長は速やかに次期の支援期間及び支援期間中の貸付料を決定し、支援追加決定通知書（様式第7号）により、その内容を通知するものとする。

別表1

産業分類	具 体 例
小 売 業	スーパー、洋服店、飲食料品店、薬局、日用品店等
金融・保険業	金融機関（ATMのみ※を含む）、郵便局、保険代理店等 （店舗を構えず専ら事務所として使用するものを除く）
不動産業	ハウスメーカーのモデルルーム、不動産代理店等 （店舗を構えず専ら事務所として使用するものを除く）
飲 食 店	食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等
医 療 業	一般診療所、歯科診療所、施術所（鍼、灸、柔道整復等）
学習支援業	学習塾、音楽教室、外国語会話教室等
サービス業	クリーニング店、理髪店、美容院、物品リース・レンタル店等 （店舗を構えず専ら事務所として使用するものを除く）
そ の 他	上記の業種以外で都市内住民の生活利便に貢献している集客を伴うテナントで管理者が特に認めたもの

※ ATMのみ設置のテナントは内装改修費の助成対象外とする。

別表2

	期 間	支援対象額	支援限度額
第1期 支 援	2年間または支援対象額の累計が支援限度額に到達する月まで	貸付料の50%	1,000千円
第2期 支 援	第1期支援終了の翌月から2年間または支援対象額の累計が支援限度額に到達する月まで	貸付料の40%	1,000千円
第3期 支 援	第2期支援終了の翌月から1年間または支援対象額の累計が支援限度額に到達する月まで	貸付料の30%	500千円

別表3

工事の種類	内 容
老朽化した施設の改修	壁面、壁紙の取り替え 業務用設備及びその取り替えに伴う据え付け、電気配線、配管等の工事費 外壁・固定看板等の模様替え
だれもが使いやすい店舗への改修	トイレ：手すりの取り付け、和便器を洋便器へ取り替え 洗面所：レバー式水栓への取り替え 床 面：濡れても滑りにくい素材への取り替え 通路等：段差解消、間仕切り開口部の拡幅及び引き戸を引き戸へ取り替え その他、利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置

※業務用設備のうち、机、椅子、食器等の備品類、持ち運びができるものの購入費は、助成対象外とする。